

【2017 年 7 月 5 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 82 号 ■

目次

【トピックス】

1. 今年の夏は暑くなる見込みです！「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」
～7月 は熱中症対策重点取組期間です～
2. 「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をリニューアルしました
～無期転換ルールなどについて多く寄せられる質問を分かりやすく解説する
Q & Aなどを追加～
3. 広報誌『厚生労働』7月号発売中！

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆「パワハラ対策取り組み支援セミナー」を開催しています
- ◆「全国ハラスメント撲滅キャラバン」を実施しています
- ◆育児休業や介護離職でお困りのことはありませんか？育児プランナー・介護プランナーがお手伝いします！（無料）
- ◆「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）」を募集中
- ◆現在の雇用失業情勢

【トピックス 1】今年の夏は暑くなる見込みです！「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」～7月 は熱中症対策重点取組期間です～

厚生労働省では、今年度新たに、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に取り組んでいます。この取組は5月から9月にかけて行っており、7月 は重点取組期間です。

気象庁の3か月予報によると、今年の夏は例年よりも暑くなることが予想されるため、熱中症予防対策への、より一層の取組をお願いします。

- キャンペーン中に建設業や製造業、運送業などの作業現場で取り組んでいただきたい主な事項

- ・ 熱中症の危険性を把握するために WBGT 値（暑さ指数）の測定を行いましょう。
※WBGT 値（Wet Bulb Globe Temperature）：湿球黒球温度
- ・ 屋外で作業を行う場合には、屋根や冷房器具などを備えた休憩を取るための設備を準備しましょう。
- ・ 健康診断の結果や日々の健康状態などから、働いている方の健康状況を把握し、適切な対策をとるようにしましょう。
- ・ 新たに職場に入られた方などに対しては、熱中症の危険性や予防対策などの教育を十分に行いましょう。

【詳細はこちら】

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

【トピックス 2】無期転換ルールに関する情報を発信する「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をリニューアルしました～問い合わせの多かった事項の Q & A を追加など労働者向けの情報を拡充～

無期転換ルール（※）に基づく本格的な無期転換申込権の発生が見込まれる平成 30 年 4 月まで、9 か月を切りました。

企業が無期転換ルールへの対応にあたっては、中長期的な人事戦略・人材活用を念頭に置いた人事制度の検討や、就業規則などの関係規定の整備など、一定の時間を要することから、早急な対応が必要です。

このルールに対応するための支援として昨年開設した、無期転換ルールの概要や企業における制度の導入支援に関する情報発信を行う「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をリニューアルしました。

今回のリニューアルでは、多く寄せられている質問を Q & A 形式にまとめて新たに掲載したほか、現在、有期労働契約で働いている方にも分かりやすく使いやすいホームページとなるよう情報の整理・追加などを行いました。

今後は、順次 Q & A を追加するなど、見直しを行っていきます。無期転換ルールへの対応にあたり、リニューアルしたポータルサイトを、ぜひご活用ください。

（※）無期転換ルールとは、平成 25 年 4 月 1 日以降に開始する有期労働契約について、同一の使用者との間で、有期労働契約が反復更新されて 5 年を超えた場合、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無

期労働契約）へ転換されるルールです。

【詳細はこちら】

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

<http://muki.mhlw.go.jp/>

【トピックス3】広報誌『厚生労働』7月号発売中！

広報誌『厚生労働』は、厚生労働省の施策などを解説・紹介し、普及・啓発を目的として、毎月1日に発行しています。

7月号の特集では、「薬物乱用」について取り上げています。このほか、連載記事の「キャリア形成への道」では、「グッドキャリア企業アワード2016」の大賞を受賞した「キヤノン株式会社」の取組を紹介しています。併せて、イクメン・イクボスの募集案内に関するニュースなど、人事労務を担当の方にご覧いただきたい情報も掲載しています。

【詳細はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/about.html

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼パワハラ対策取組支援セミナーを開催しています▲△

厚生労働省では、企業などがパワーハラスメント（以下、パワハラ）予防・解決の取組を進める上で役立つ「パワハラ対策取組支援セミナー」を全国47都道府県で開催します。

このセミナーでは、パワハラ対策の必要性は分かるが、どう取り組めばいいのかわからない、といった事業主や企業のご担当者の皆さまのために、厚生労働省が作成した『パワーハラスメント対策導入マニュアル』を活用して、具体的なノウハウをお伝えします。また、セミナー終了後には個別相談会も開催します。

【事前申込制・参加無料】

【セミナー内容】

・講演

『パワーハラスメント対策導入マニュアル』の活用方法、実際に対策に取り組んでいる企業の事例紹介に加え、パワハラ関係の裁判例なども解説します。

・グループワーク

パワハラ対策の体制構築のためのワークシートに基づいて作業を行った上で、グループ討議を実施し、対策の具体的な取組方法を理解していただきます。

【7月の開催予定】

- ・北海道 7月10日（月）北海道中小企業会館
- ・青森 7月25日（火）青森県観光物産館アスパム岩木
- ・岩手 7月26日（水）いわて県民情報交流センターアイーナ
- ・宮城 7月13日（木）東京エレクトロンホール宮城
- ・秋田 7月27日（木）秋田県J Aビル
- ・山形 7月14日（金）生涯学習センター
- ・石川 7月19日（水）石川県文教会館
- ・福井 7月18日（火）福井県自治会館

【8月の開催予定】

- ・富山 8月24日（木）富山県総合福祉会館サンシップ富山
- ・長野 8月25日（金）長野県教育文化厚生協会
- ・静岡 8月9日（水）静岡労政会館
- ・愛知 8月8日（火）名古屋国際センター
- ・京都 8月30日（水）京都テルサ
- ・大阪 8月2日（水）エル・おおさか
- ・香川 8月30日（水）高松商工会議所
- ・愛媛 8月29日（火）愛媛県男女参画センター

【申込方法や開催日程など詳細はこちら】

<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/>

厚生労働省では、今年の7月1日から12月28日まで、全国の都道府県労働局で「全国ハラスメント撲滅キャラバン」と銘打ち、事業主、人事労務担当者などを対象とした説明会を開催するほか、労働者や事業主などが相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を順次、開設しています。

「全国ハラスメント撲滅キャラバン」は、事業主や人事労務担当者などを対象に、妊娠・出産・育児休業・介護休業などを中心としたハラスメント防止措置（※）の必要性と法令に基づき求められる取組について理解を深めてもらうために実施しています。

（※）平成29年1月1日に施行された改正男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法（以下、改正法）により、職場の上司や同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられています。

【全国ハラスメント撲滅キャラバンの内容】

◆説明会の開催

人事労務担当者向けに、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメント対策を含む、改正法などについての説明会を全国で開催しています。実施予定は、厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）へご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukat-eikyoku/0000169782.pdf>

◆ハラスメント対応特別相談窓口

人事労務担当者や労働者などが相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を、都道府県労働局に開設しています。妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントや事業主に義務付けられる防止措置についての相談を受け付けます。「防止措置として、何をすればよいか分からない」「労働者との間に生じているトラブルを解決するにはどうすればよいか分からない」など、お困りのことがあれば、ぜひご相談ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukat-eikyoku/0000169783.pdf>

【詳細はこちら】

厚生労働省ホームページ「全国ハラスメント撲滅キャラバン」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133842.html>

▽▼ 育児休業や介護離職でお困りのことはありませんか？

育児プランナー・介護プランナーがお手伝いします！（無料） ▲△

育児休業を取得予定の従業員がいる事業主の方、従業員の介護離職を防ぎたいとお考えの事業主の方に対して、社会保険労務士などの資格を持つ育児・介護プランナーが、円滑な育児休業・介護休業等の取得から職場復帰までの取組方法について、訪問し、アドバイスします。

また、全国で「中小企業のための育休復帰支援セミナー」「仕事と介護の両立支援セミナー」を開催し、プランナーの支援を受けられた事業主の声とともに仕事と育児・介護の両立の方法をお伝えします。【事前申込制・参加無料】

ご興味をお持ちの方はセミナーへ、ぜひご参加ください。

【申込方法など詳細はこちら】

「中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業」

<http://ikuji-kaigo.com>

【お問い合わせ先】

株式会社パソナ（委託先）

育児・介護支援プロジェクト事務局

電話 03(5542)1740（受付時間 平日 9:00～17:30）

メールアドレス iku-pla@pasona.co.jp

ホームページ <http://ikuji-kaigo.com>

▽▼ 「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）」を募集中▲△

厚生労働省では、平成 27 年度から、「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰制度（輝くテレワーク賞）」として、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に顕著な成果を上げた企業や、団体・個人の方を表彰しています。

平成 29 年度表彰の募集期間は、8 月 25 日（金）までです。
ご応募をお待ちしています。

◆表彰の対象と種類◆

（１）厚生労働大臣賞「優秀賞」

テレワークの活用によって、ワーク・ライフ・バランスの実現を図っている企業のうち、特にその取組が優秀と認められる企業・団体を表彰

（２）厚生労働大臣賞「特別奨励賞」

テレワークの導入に当たって、さまざまな工夫を凝らすなど、他の企業の模範となる取組を行う企業・団体を表彰

（３）厚生労働大臣賞「個人賞」

- ① 他の模範となる「テレワークを積極的に活用した働き方」によってワーク・ライフ・バランスを実現している労働者を表彰
- ② 雇用型のテレワークの普及・推進に貢献した個人を表彰

◆表彰スケジュール◆

8 月 25 日 募集締切
9 月～10 月 審査
10 月末頃 審査結果発表
11 月 27 日 表彰式

※ 応募フォームのダウンロードや、応募方法に関するお問い合わせについては、
下記の専用サイトをご覧ください。

<http://kagayakutelework.jp/award/>



現在の雇用失業情勢



6 月 30 日に公表された 5 月の完全失業率は前月より 0.3 ポイント悪化の 3.1%、
有効求人倍率は前月から 0.01 ポイント上昇し 1.49 倍となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201705.pdf>
(PDF : 271KB)

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000168730.html>

-
- ★配信停止の手続き <https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=10&n=13>
 - ★バックナンバー <https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=11&n=13>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=12&n=13>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=13&n=13>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-